

2022年3月3日

制定

(設置)

第1条 関西大学教職支援センター（以下「センター」という。）に、関西大学教職支援センター規程（以下「センター規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、教職支援センター自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教職課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い、その結果を公表する。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副センター長
- (2) センター規程第8条第2項第3号及び第4号に規定するセンター委員
- (3) 学事局次長のうち1名
- (4) 教務事務グループ長のうち1名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員長及び副委員長の選任)

第5条 委員長は、第3条第1号及び第2号に規定する委員のうちから互選により選出する。

- 2 副委員長は、第3条第1号及び第2号に規定する委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第6条 第3条に規定する委員の任期は基礎資格となる役職の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(職掌事項)

第8条 委員会は、本学の教職課程の自己点検・評価に関し、次の事項について審議決定し、実施する。

- (1) 自己点検・評価の方針の立案
- (2) 自己点検・評価項目の設定及び変更
- (3) 資料の収集及び整理並びに分析
- (4) 自己点検・評価の実施及び報告書の作成
- (5) 学校法人関西大学自己点検・評価委員会（大学部門委員会）職掌事項及び第三者評価に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関する事項

2 前項第3号及び第4号に規定する職掌事項については、必要に応じて認定課程を有する学部・研究科に協力を依頼することができる。

(結果の報告及び公表)

第9条 委員会は、自己点検・評価の結果について報告書をセンター長に提出する。

2 センター長は、教職支援センター委員会の議を経たのち、前項の報告書を公表するとともに、学校法人関西大学自己点検・評価委員会大学部門委員会委員長に報告する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、教務事務グループが行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。